

国立市国民保護協議会の設立趣旨

1 関係法律等の制定経過

◇武力攻撃事態対処法（平成15年6月13日施行）

武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命・財産を保護する。

◇国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

(平成16年9月17日施行)

武力攻撃事態等において、国民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小にするため、国や地方公共団体等の役割、具体的な措置等を規定している。

◇国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）

- ・国、地方公共団体等が、国民の避難・救援などを行うための基本的な方針
- ・武力攻撃事態を4類型に、緊急対処事態を4類型に想定

◇都道府県国民保護モデル計画(平成17年3月31日総務省消防庁作成)

- ・計画策定にあたっての参考資料

◇市町村国民保護モデル計画（平成18年1月31日総務省消防庁作成）

◇東京都区市町村国民保護モデル計画(平成18年3月31日東京都総務局作成)

- ・計画策定にあたっての参考資料

2 国立市国民保護協議会の設置

◇設置目的及び根拠

市の区域に係る国民保護措置に関して広く意見を求め、国民保護措置に関する施策を総合に推進するため、国民保護協議会を設置する。

(国民保護法第39条関係)(国立市国民保護協議会条例)

◇所掌事務

- ①市長の諮問に応じて、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議
- ②重要事項に関し、市長に意見を述べる。(国民保護法第39条)

◇会長

市長（国民保護法第40条関係）

◇委員

以下に掲げる者の中から市長が任命（国民保護法第40条関係）

- ① 指定地方行政機関
- ② 自衛隊に所属する者
- ③ 都職員
- ④ 副市長
- ⑤ 教育長及び消防署長
- ⑥ 市職員
- ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- ⑧ 国民保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

※国立市国民保護協議会条例 委員数30名以内

2 国立市の計画策定図示（平成24年度）

